

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-528136(P2004-528136A)

【公表日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-036

【出願番号】特願2003-501518(P2003-501518)

【国際特許分類】

A 61 M 5/32 (2006.01)

【F I】

A 61 M 5/32

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月30日(2005.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基端と末端とを有する針ハブと、

該ハブの末端に固定された針カニューレと、

基端部分と末端部分を有し、前記基端部分は前記針ハブと回転可能に接続される針シールドベースと、  
該針シールドベースの前記末端部分に連結され、針係合部材を含む別体のロック組み立て体とを具える針シールド組み立て品。

該針シールドベースの前記末端部分に連結され、針係合部材を含む別体のロック組み立て体とを具える針シールド組み立て品であって、

前記針シールドベースと前記ロック組み立て体の少なくとも一方は前記針カニューレの少なくとも一部を収容するためのキャビティを含むことを特徴とする針シールド組み立て品。

【請求項2】

前記ロック組み立て体は第1キャビティを含むキャップを具え、前記針係合部材は前記第1キャビティ内に伸びていることを特徴とする請求項1に記載の針シールド組み立て品。

【請求項3】

前記針シールドベースの末端部分は第2キャビティを有するシールド部分を含み、前記第1キャビティ及び第2キャビティは隣接していることを特徴とする請求項2に記載の針シールド組み立て品。

【請求項4】

前記針シールドベースの前記シールド部分は開口した末端を有し、前記キャップは前記シールド部分の前記開口した末端と接続する開口した基端を有することを特徴とする請求項3に記載の針シールド組み立て品。

【請求項5】

前記キャップは閉じた末端を有することを特徴とする請求項3に記載の針シールド組み立て品。

【請求項6】

前記針シールドベース及び前記ロック組み立て体は、前記針シールドベースと前記ロック組み立て体とを接続する補完的なロック部材を含むことを特徴とする請求項1に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 7】**

前記ロック組み立て体は細長いレールを含み、前記針係合部材は前記レールと接続されることを特徴とする請求項 6 に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 8】**

前記針シールドベースは細長いキャビティを含み、前記レールは前記細長いキャビティの中に配置されることを特徴とする請求項 6 に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 9】**

前記針シールドベースの前記末端部分は細長いレールを含み、前記ロック組み立て体は細長いキャビティを形成する本体を含み、該本体は前記細長いレールと接続されることを特徴とする請求項 6 に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 10】**

前記針シールドベースの前記末端部分は細長いレールを含み、前記ロック組み立て体は細長いキャビティを形成する本体を含み、前記本体は前記細長いレールと接続されることを特徴とする請求項 1 に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 11】**

前記針シールドベースは細長いキャビティを含み、前記細長いキャビティ内に前記ロック組み立て体の少なくとも一部が配置されていることを特徴とする請求項 1 に記載の針シールド組み立て品。

**【請求項 12】**

前記ロック組み立て体は前記針シールドベースと前記ロック組み立て体を前記針ハブにロックするための手段を含むことを特徴とする請求項 11 に記載の針シールド組み立て品。